

平成26年9月24日

受益者の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

明治安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）
信託終了（繰上償還）の予定に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託 明治安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）（以下「当ファンド」ということがあります。）は、平成18年（2006年）4月28日の設定以来、受益者の皆さまの資産運用の一助となるべく運用を行ってまいりましたが、当ファンドの純資産総額は減少傾向にあり、受益権口数が投資信託約款に定められた口数（10億口）を下回る状態が続いております。今後当ファンドの純資産総額の大幅な改善を期待するのは困難な状況であると同時に、運用の基本方針に則った運用の継続が維持できなくなることが懸念されます。

よって当ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）を予定しておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託終了（繰上償還）対象ファンド

追加型証券投資信託 明治安田増配期待日本株ファンド（3カ月決算型）

2. 日程について

① 受益者の確定日 （電子公告開始）	: 平成26年9月24日 (弊社ホームページ (http://www.myam.co.jp/) 上にて公告)
② 異議申立期間	: 平成26年9月24日から平成26年10月27日まで
③ 異議申立受益者の買取請求期間	: 平成26年10月29日から平成26年11月17日まで(予定)
④ 信託終了（繰上償還）日	: 平成26年11月27日(予定)

3. 異議申立の方法

平成26年9月24日現在の受益者で、信託終了（繰上償還）についてご異議のある方は、書面（書式自由）に(2)の事項をご記入のうえ、平成26年10月27日（必着）までに(1)の宛先へご送付ください。

信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合、お手続きは不要です。

(1) 宛先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門三丁目4番7号

明治安田アセットマネジメント株式会社 投信ディスクロージャー部 異議申立受付係 宛

(2) ご記入いただく事項

- | |
|--------------------------------------|
| ① 住所 |
| ② 氏名および捺印 |
| ③ 電話番号（日中ご連絡先） |
| ④ 保有ファンド名および口数 |
| ⑤ 取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号 |
| ⑥ 本件に異議を述べる旨（例：信託終了（繰上償還）に異議を申立てます。） |

当ファンドについて複数の取扱販売会社で口座をお持ちの方、同一販売会社であっても複数口座をお持ちの方は、保有する全ての取扱販売会社名、お取引の本・支店名、取引口座番号をご記入ください。なお、弊社では、ご記入いただいた書面にて確認できた受益権口数に限り異議申立口数とさせていただきますものとし、この場合は下記5. の買取請求の取扱いに際しても、当該口数に限り受付を行うものとします。

[留意事項]

- ・お申出いただいた事項にて不備がある場合や確認ができない場合等は、異議申立の受付ができないことがありますのでご注意ください。
- ・お手続きにあたり、お客さまに関する個人情報を販売会社および受託会社が共有することにご同意いただいたことといたしますのでご了承ください。なお、当該手続きに伴い弊社が取得したお客さまに関する個人情報は、当該受益権口数の管理および買取請求の事務処理を目的に利用するもので、その範囲を超えて利用することはありません。
- ・郵便事情等により当該書面が未着となった場合、弊社はその責を負いません。

4. 異議申立の判定

平成26年9月24日から平成26年10月27日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、平成26年9月24日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。

また、異議申立のあった受益権口数の合計が二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ電子公告開始日現在における知れている受益者の方にお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（平成26年10月28日予定）につきましては、弊社ホームページ上にてご確認いただけます。

5. 異議申立を行った受益者の買取請求の手続について

この信託終了（繰上償還）を行うことが決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者からの買取請求に係る必要書類を受理した日の解約価額。）で、当該受益権に係る投資信託財産をもって買取すべき旨を、買取請求期間中に取扱販売会社を通じて受託会社に対し請求することができます。

異議申立を行った場合でも、必ず買取請求をしなければならないものではありません。
引き続き保有していただくことも、通常の換金手続をしていただくこともできます。

- ① 買取請求期間：平成26年10月29日から平成26年11月17日まで
- ② 弊社より、異議申立をされた受益者の方に買取請求手続に関する書類を送付いたします。
- ③ 受益権の買取請求をされる場合は、弊社が送付する②の書類添付の買取請求必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社のお取引の本・支店等にご提出ください。
- ④ 買取請求必要書類は、取扱販売会社から委託会社を経由して受託会社へ送付されます。
- ⑤ 受託会社で買取請求必要書類が受理された後、投資信託財産による買取が実行されます。
- ⑥ 受託会社より、買取請求必要書類にご記入いただいた指定口座等に買取代金が直接振込まれます。
なお、買取代金は、買取価額から受託会社で発生する費用（振込手数料および郵送料）が差し引かれた金額となります。

[留意事項]

- ・上記の買取請求は、この信託終了（繰上償還）に異議申立をされた受益者の方のみを対象とするものであり、通常の換金手続である取扱販売会社に対する買取請求とは異なります。
- ・上記の手続においては、買取代金のお支払いまでに通常の換金手続よりも日数を要する可能性がありますので、予めご了承ください。
- ・異議申立の有無にかかわらず、取扱販売会社において、通常の換金手続を行うことができます。

ご不明な点がございましたら、お取扱いの販売会社または下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時）

以上